

平成30年

第1回市議会定例会 議案第51号

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準
を定める条例（平成25年函館市条例第29号）の一部を次のように改
正する。

第4条第7項ただし書中「）および」を「以下この項において同じ。）
に」に改め，「場合の」の後ろに「指定介護療養型医療施設およびユニ
ット型指定介護療養型医療施設の」を加える。

第17条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次
に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1
回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従
業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための
研修を定期的実施すること。

第48条中第8項を第9項とし，第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は，身体的拘束等の適正化を図
るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るための措置に係る運営の基準に関する規定等を整備するため